誌上法学講座

改めて学ぶ製造物責任法(PL法)



これからの製造物責任法 ー司法と立法の責任ー

朝見 行弘 Asami Yukihiro 弁護士/久留米大学法学部 教授

製造物責任を専門分野とし、特にアメリカの製造物責任についての研究を重ねている。近年では、 NPO法人消費者支援機構福岡の理事長として、消費者契約をめぐる実務にも深く関与している

>製造物責任法の制定と附帯決議

製造物責任法は、2017年の民法改正(債権関係)に連動した責任期間の制限にかかる改正*1を別として、制定以来、これまでに改正されたことはありません。

製造物責任法の制定に当たっては、衆議院商工委員会および参議院商工委員会において、それぞれ附帯決議*2がなされています。これらの附帯決議には、製造物責任法の運用が円滑に行われるために必要な措置として、特に原因究明体制および裁判外紛争処理体制の整備を図るものとされています。原因究明機関としては、国民生活センターや製品評価技術基盤機構(NITE)などが挙げられますが、原告である消費者にとって必ずしも利用しやすい環境にあるとはいえません。また、裁判外紛争処理機関としては、国民生活センター紛争解決委員会のほか、各業界団体によってPLセンター*3が設立されています。

製造物責任法改正の論点

製造物責任法をめぐっては、その改正に向けた動きもみられますが *4 、社会的な関心は必ずしも高くありません。

①未加工の自然産物

未加工の自然産物が製造物責任法の適用対象外とされたのは、「当該動産に対して人為的な操作や処理を加えられているものとは評価しえない」*5ことが理由とされています。

シガテラ毒素の蓄積されたイシガキダイによって食中毒が生じた事例*6において、仮に、イシガキダイを漁獲した漁業者の賠償責任を追及するのであれば、未加工の自然産物であるイシガキダイに対する製造物責任法の適用が問題となります。しかし、この事例では、イシガキダイを提供した割烹料理店の賠償責任が争われ、割烹料理店によるイシガキダイの調理という自然産物への加工をもって製造物責任法が適用されています。

自然産物が未加工のまま出荷された場合に、料理店や鮮魚店などで加工と評価できる過程を経たのであれば、その加工を行った者を製造業者等として製造物責任法に基づく賠償責任を課すことが可能となります。しかし、未加工のまま販売店に出荷された自然産物を消費者が購入した場合、消費者にとってその生産者(農家、漁業者など)を特定することは困難であり、生産者に製造物責任法に基づく賠償責任を課すことの必要性は必ずしも高くないと考えられます。

- *1 この改正によって、製造物責任法5条に定められていた責任期間の制限は、「人の生命又(また)は身体を侵害した場合における損害賠償請求権」について3年間であった消滅時効の期間が5年間と改められたほか(同条2項)、除斥期間と解されていた長期10年の権利消滅期間について消滅時効であることが明記された(同条1項2号)
- *2 消費者庁消費者安全課編『逐条解説 製造物責任法(第2版)』(商事法務、2018年)156ページ
- *3 消費者庁「製造物責任法に係(かか)る関連施策(民間PLセンター一覧)」参照 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/plcenter/
- *4 例えば、PLオンブズ会議・一般社団法人全国消費者団体連絡会「製造物責任法を改正しましょう」(2014年7月) http://www.shodanren.gr.jp/database/pdf/287_01.pdf
- *5 消費者庁消費者安全課編(前掲*2)55ページ
- *6 東京地裁平成14年12月13日判決『判例時報』1805号14ページ(第一審)、東京高裁平成17年1月26日判決 ウエストロー・ジャパン 2005WLJPCA01266013(控訴審)





②不動産

不動産が製造物責任法の対象から除外されたのは、「契約責任による救済がなじむこと、第三者に対する被害については土地工作物責任(民法第717条)による救済手段が用意されていること、耐用年数が長く、その間の劣化や維持・補修を十分に考慮する必要があること、EC諸国でも不動産は製造物責任の対象外であり、国際的な制度との調和が必要なこと」*7によるものとされています。

これまで、不動産を適用除外とすることへの 批判は、「契約責任による救済」が多くの場合に 瑕疵担保責任(2017年改正前民法570条)であ り、通説であった法定責任説によれば、その賠償 範囲が信頼利益に限定されることにありました。 しかし、2017年の民法(債権関係)改正により、 法定責任と解されていた瑕疵担保責任が債務不 履行責任としての契約不適合責任とされたこと により、その賠償範囲も履行利益に及ぶことに なりなした。

不動産については、建設業者や造成業者など と消費者との間に契約関係が存在する場合が多 く、中間流通業者の介在によって製造業者と消 費者の間に直接の契約関係が存在しない動産と 状況を異にしています。また、契約関係のない第 三者に損害が生じた場合には、不動産の占有者 や所有者の土地工作物責任(民法717条)によっ て救済を図ることができます。

このため、不動産を製造物責任法の適用範囲に含めるためには、それによって救済を図ることが必要とされる具体的事例をより多く提示することが求められます。なお、製造物責任に関するEU指令*8は、その対象を「すべての動産」

に限定していますが(同指令2条)、アメリカの不法行為第3リステイトメント*9は、「製造物とは、使用または消費のため商業上流通に置かれた有形動産をいう」としたうえ、「不動産および電気などその他の財物は、その流通および使用の状況が、本リステイトメントに述べられた規定を適用することが適切な有形物の流通および使用に十分に類似したものである場合において、製造物とする」(同19条(a)項)として、一定の条件の下で不動産を製造物に含めています。

③欠陥の推定規定

欠陥・因果関係の推定は、製造物責任法の立 法化に当たって最も強く導入の求められた規定 でしたが、「不法行為制度全体との整合性、証明 の負担・程度・手段、証拠との距離、立法技術、 裁判実務等さまざまな視点からとらえても、製 造物責任についてのみ証明責任の原則を変更す べき合理的理由は見出し難い」*10として採用さ れるには至りませんでした。しかし、その後の 裁判例によって、製造物を適正な使用方法で使 用していたにもかかわらず、通常予想できない 損害が発生したことの主張立証によって欠陥の 存在が推認されるという事実推定則が確立し、 原告の立証負担は大きく軽減されました*11。こ の事実推定則は、あくまで経験則を基礎とする 自由心証主義の枠内にあることから、「製造物責 任における欠陥の認定に当たって考慮すべき事 情は、製品の種類、事故の態様、欠陥の態様等 によって異なるものであって、原告が主張する ①(製品起因性) 及び②(通常の使用形態)の二つ の事実が存在すれば欠陥があるとする経験則が 常に妥当するとはいい難い|*12ことにその限界 があります。欠陥の推定規定が立法化されたの

^{*7} 消費者庁消費者安全課編(前掲*2)50ページ

^{*8} COUNCIL DIRECTIVE of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products(85/374/EEC)

^{*9} Restatement (Third) of Torts: Product Liability (1998)

^{*10} 消費者庁消費者安全課編(前掲*2)102ページ

^{*11} ウェブ版[国民生活]2022年6月号37ページ参照 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202206_14.pdf

^{*12} 名古屋地裁令和3年12月15日判決 TKC LEX/DB 25591581





であれば、自由心証主義に基づく事実推定則ではなく、「製品起因性」と「通常の使用形態」の立証によって法律上当然に欠陥の存在が推認されることになります。そして、「欠陥起因性」と「通常の使用形態」の立証によって欠陥の存在が推認されるのであれば、その前提として両者間の因果関係も推認されることになります。

欠陥の推定規定が立法化されなかったのは、 製造物責任についてのみ導入することにより、 同様に立証負担の軽減が求められている医療過 誤など他の不法行為領域との整合性が取れなく なることが強く憂慮されたためではないかと思 われます。しかし、立証負担の軽減には、証拠 開示などさまざまな手法が考えられ、すべての 領域について画一的に対応する必要はありませ ん。他の不法行為領域については、それぞれに 適した対応を図ることが適切であり、「欠陥」と いう製造物責任に特有な責任要件について法律 上の推定という手法を導入することを否定すべ き理由にはならないものと思われます。

4開発危険の抗弁

製造物責任法の立法化において導入に強い反対がみられた開発危険の抗弁は、「製造業者に開発危険についてまで責任を負わせると、研究・開発および技術開発が阻害され、ひいては消費者の実質的な利益を損なうことになりかねないことから、当該欠陥が開発危険に相当することを製造業者が立証したときには製造業者を免責することとした」*13として規定化されました。

開発危険の抗弁に対する懸念は、その免責の 基準となる「科学又は技術に関する知見」が、過 失責任における予見可能性の判断基準と同等あ るいはそれを下回る水準として解釈され、無過 失責任を導入したことの意味が失われることに ありました。しかし、開発危険の抗弁による免責は、「入手可能な最高水準の科学又は技術に関する知識の総体」によって欠陥の存在を認識することができなかった場合に限られるとする考え方が裁判例上確立し、その免責が認められた裁判例もみられず、極めて高度な水準の知見が免責の基準となる「科学又は技術に関する知見」となるものと解されています*14。また、茶のしずく石鹸コムギアレルギー東京訴訟判決*15は、欠陥の判断要素として損害発生の認識可能性を考慮するのであれば、開発危険の抗弁が機能する場面は考えにくいとして、開発危険の抗弁が規定されていることをもって、欠陥の判断要素として過失の判断要素である予見可能性を考慮することはできないとする判断を示しています。

このように、開発危険の抗弁については、立 法当初の懸念が薄れ、欠陥判断の過失化の歯止 めと解されていることから、その削除を図る法 改正にはむしろ消極的であることが妥当である ように思われます。

流通形態の変容と製造物責任法

製造物責任法は、「基本的に、製造物の欠陥を 創出し、自己の意思をもってその製造物を流通 においた者(製造または加工を業とする者)を責 任主体とする」*16とされており、欠陥の創出に かかわらない販売業者は、その責任主体とされ ていません。このため販売業者は、自らは消費 者に対して製造物責任法に基づく責任を負わな いにもかかわらず、製造業者に対しては製造物 責任法に基づいて賠償を求めることができるこ とになり、不合理であるといわざるを得ません。 消費者との関係において、欠陥製造物による掲

^{*13} 消費者庁消費者安全課編(前掲*2)114ページ

^{*14} ウェブ版「国民生活」2022年7月号36ページ以下参照 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202207_14.pdf

^{*15} 東京地裁平成30年6月22日判決裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/148/088148_hanrei.pdf

^{*16} 消費者庁消費者安全課編(前掲*2)84ページ





害は、流通に関与した者に負担させ、欠陥を創出した者の責任は、流通に関与した者の間における内部関係の問題として処理すべきでしょう。すなわち、製造物責任法上、販売業者についても責任主体として規定し、あるいは製造業者に責任を課すことができない場合において、販売業者に二次的な責任を負わせるよう法改正を図るべきものと考えられます*17。

また、製造物責任法は、製造業者から中間流 通業者そして小売業者という伝統的な流通形態 を前提としており、「製造物を国内の市場に供給 することにより国内に当該危険を持ち込んだ者 であることおよび消費者が直接海外の製造業者 を訴えること等が困難であること」*18を理由と して、輸入業者に製造業者と同様の責任を課し ています。しかし、デジタルプラットフォーム (DPF)環境の普及により、海外の製造業者から 消費者が直接製品を購入する場合も増加してお り、消費者にとっては、海外の製造業者を訴え ざるを得ない場合も多くなっています。DPF事 業者は、取引の場を提供しているのであって流 通業者(販売業者)ではありませんが、製品の流 通に深くかかわっており、いわば「実質的流通業 者」として製造物責任法上の責任を課すことが 適切であるものと考えられます。

また、仮に、販売業者やDPF事業者を製造物責任法上の責任主体として立法化するとしても、同法における責任主体である「製造業者等」に事業者性が求められている以上、ここにおいても事業者性を要件とせざるを得ないものと考えられます。そして、販売業者やDPF事業者に製造物責任法上の賠償責任を課すという法改正が、製品の流通に深くかかわっていることを理由とするのであれば、DPF事業者が事業者

である限り、DPF取引における個人間取引についても賠償責任を認めることの妨げにはならないものというべきでしょう。また、中古品は、製造業者等の下を離れた後における前主である消費者の使用によって製品に事故原因が生じた可能性があり、そのような場合に製造業者等が製造物責任法に基づく賠償責任を負うことはありません。これは、販売業者やDPF事業者についても同様であり、自らが販売した製品あるいはDPF上において取引された製品に、その取引の時点において製品に事故原因が存在しない限り、賠償責任が生じることはないということができます。

製造物責任法の現在とこれから

1994年6月に成立した製造物責任法は施行から28年が経過しました。その間に同法の適用が主張された事例として、300件余りの裁判例が公表され*19、それらの裁判例によって、製造物責任法をめぐる解釈が蓄積され、個別事例における結果の妥当性は別として、おおむね妥当な解釈適用が図られているように思われます。

しかし、取引環境をめぐる変化に伴って、新たな問題が生じており、司法による適切な対応とともに、立法上の措置も少なからず求められています。製造物責任法に関する訴訟情報は消費者庁においてその収集が図られていますが、同法のこれからのあり方を考えるに当たっては、より広範な情報収集が必要といわなければなりません。特に、製造物責任法によって適切な対応を行うことができない事例を収集することが大きな意味を有しており、社会的な取り組みへと結び付けていくことが求められます。

^{*17} 製造物責任に関するEU指令(前掲*8) 3条3項は、製造業者の身元を特定できない場合において、供給業者(販売業者)を製造業者とみなす旨を 定めている

^{*18} 消費者庁消費者安全課編(前掲*2)85ページ

^{*19 「}製造物責任(PL)法に基づく訴訟情報の収集」https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act/ なお、これらの裁判例には製造物責任法が施行される前の事例が一部含まれている

参考 最近の裁判例

①茶のしずく石鹸コムギアレルギー訴訟名古屋判決(名古屋地裁令和3年12月15日判決TKC LEX/DB 25591581) 名古屋地裁は、茶のしずく石鹸コムギアレルギー訴訟(ウェブ版[国民生活]2021年12月号35ページ[コラム1]参照 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202112_15.pdf) のうち名古屋訴訟(原告1名) において、製造物責任法に基づく賠償責任につき、被告株式会社悠香および被告株式会社フェニックスの責任を認め、被告株式会社片山化学工業研究所の責任を否定した。同判決後、被告らとの間で和解が成立し、これによって茶のしずく石鹸コムギアレルギー訴訟はすべて終結したものということができる。

名古屋訴訟判決は、予見可能性を基礎づける意味での科学技術水準を欠陥の考慮事由とすることは過失の判断における予見可能性と同様の判断を持ち込むことになりかねず、欠陥の判断において損害発生の認識可能性がないことは開発危険を抗弁として規定した製造物責任法の基本構造にそぐわないとして、茶のしずく石鹸の欠陥を認めた。一方で、汎用的な原材料については、当該原材料が完成品の製品設計のいかんにかかわらず社会通念上期待される安全性の水準を欠いているときに初めて認められるものとして、グルパール19Sの欠陥性を否定している。

②バッテリー出火アマゾン訴訟判決(東京地裁令和4年4月15日判決 ウエストロー・ジャパン2022WLJPCA04159002) 原告は、被告であるアマゾンジャパン合同会社が運営するデジタルプラットフォーム (DPF) において、中国の製造業者が製造し中国の販売業者が出品したモバイルバッテリーを購入したところ、同バッテリーからの出火により家屋を半焼するなどの損害を被ったとして、被告に対し、火災保険金および販売業者により支払われた和解金を差し引いた損害額につき債務不履行、慰謝料につき不法行為に基づいて賠償責任を請求した(ウェブ版「国民生活」2022年3月号35ページ*10参照 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202203_14.pdf)。本件判決は、原告の主張する消費者が安心・安全に取引できるシステムを構築する信義則上の義務としての出店・出品審査義務および保険・補償制度構築義務の具体的内容が必ずしも明らかではなく、これらを認めることはできないとして債務不履行責任を否定し、原告の主張する特商法上の表示につき消費者が問合せ可能な適切な表示を維持・把握する体制を構築する義務について、販売業者等に対応の遅れがあったとしても、その責任を被告に負わせるべき根拠は認め難いとして不法行為責任も否定した。

なお、ウェブ版「国民生活」2022年3月号において、本件訴訟について、アマゾン社アメリカ本社も被告とされていると記載したが、判決書によれば、被告とされているのは日本法人であるアマゾンジャパン合同会社のみであった。

コラム 猫と電子レンジ

製造物責任法の立法化に当たって、立法化に反対する産業界からはアメリカのような訴訟社会が到来することが遺伝され、その証左として、電子レンジで濡れた猫を乾かそうとしたところ猫が死んだことから、電子レンジの取扱説明書にペットを乾燥させることの警告表示がなかったとして、電子レンジ製造業者の製造物責任が認められたというアメリカの例が常に引用された。そこで、製造物責任を専門とするアメリカの弁護士や学者にその真偽を尋ねたところ、それはイギリスの話であると言われたが、イギリスで同様の質問をすると、そんな非常識な話はアメリカのことに違いないと言われた。ところが、ドイツで見つけたWenglorz, Georg und Ryan, S. Patrick"Die Katze in der Mikrowelle? (電子レンジの猫?)" RIW 2003, 598 (Heft 8) という文献に引用されていた Paul Smith"The Book of Nasty Legends (低俗な伝説の本)"Routledge & Kegan Paul, 1983の中の「Dangers of the microwave oven II(電子レンジの危険 II)」65ページを見ると、アメリカやヨーロッパにおいて、電子レンジが登場する以前からオーブンレンジなどで猫を乾燥させようとしたら死んでしまったという都市伝説が伝えられていたことが書かれている。

また、日本においても、マーク・ピーターセン『日本人の英語』(岩波新書、1988年)43ページに、英語の文例として類似した話が取り上げられているが、こちらは、電子レンジに入れた猫が爆発し、突然開いたレンジのドアによって下額音を骨折したことから、ドアの欠陥を理由に電子レンジ製造業者を訴え、多額の賠償金を得たというものである。

1980年代にアメリカの損害保険会社が調査を行ったが、この話を裏づけるような裁判を見つけることはできなかったともいわれており、猫と電子レンジの話は、訴訟社会アメリカを舞台に古くからの都市伝説が姿を変えて伝承されたものであろう。